

衛生管理チェックリスト

まつげエクステンションを常に清潔な環境で施術し、安全で事故のないサロンを維持することは、顧客に満足いただくためにとっても重要なことです。施術・サロン運営に必要な衛生管理をチェックリストにし、忘れがちなこと、おろそかにしてはいけないことを記載しました。これを確認し継続することは、トラブルを未然に防ぐことに繋がります。

オーナー・サロン責任者に関わる衛生管理

- A：サロン開設者及び責任者は常に従業員の健康管理に注意し、従業員が伝染する恐れがある疾患（結核・伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部シラクモ、疥癬等の皮膚疾患）に感染した時は、この旨を保健所に届けると共に当該従業員を施術に入らせないこととし、治癒した場合も同様に届けること
- B：サロン開設者及び責任者は常にサロン内の施設・設備・器具等の衛生全般について点検管理すること
- C：サロン開設者及び責任者は施術が衛生的に行われる様に、常に従業員の衛生教育に努めること
- D：サロン開設者及び責任者は施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること

施術者に関わる衛生管理

- A：施術中、清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、エクステ施術時には清潔なマスクを使用すること
- B：施術者は常に爪を短く切り、顧客一人ごとの施術前及び施術後には手指の洗浄を行い必要に応じて消毒を行うこと
- C：施術者は常に身体及び頭皮を清潔に保ち、顧客に不潔感、不快感を与えることのない様にする
- D：施術者は作業場においては所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと

施術器具に関わる衛生管理

- A：皮膚に接する器具類は顧客一人ごとに消毒した清潔なものを使用し、一人ごとに取り換え、使用後に洗浄し、消毒すること
- B：皮膚に接する器具類を、消毒済みの物と未消毒の物を区別するために必要な収納ケース等を備えること
- C：器具類を消毒する消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと
- D：使用後の布片類は、洗剤などを使用して温湯で洗浄するのが望ましい
- E：施術者が触れる可能性のある個所（ワゴン・コットン・綿棒ケース・前処理やクレンジング剤のふち）等は常に消毒し清潔に保つこと
- F：外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には適正に使用すること
- G：皮膚に接しない器具であっても顧客一人ごとに汚染するものは、顧客一人ごとに取り換えまたは洗浄し、常に清潔にすること
- H：感染症の患者もしくはその疑いのある顧客、又は皮膚疾患のある顧客の施術に入った時は作業終了後従業員の手指及び使用した器具等の消毒を特に行うこと
- I：顧客用の被布は使用目的に応じて区別し、清潔な物を使用すること
- J：器材、器具類は常に点検し、故障、破損がある場合は速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと
- K：作業によって生ずる廃棄物は、顧客一人ごとに清掃すること

設備に関わる衛生管理

- A：作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること
- B：作業室には顧客以外のものをみだりに出入りさせないこと
- C：作業中の作業場内は適温適湿に保持すること（温度は25～28℃、相対湿度は40～70%である事が望ましい）
- D：従業員用の手洗い設備には、消毒液を常備し、清潔に保つこと
- E：トイレでの手洗いの設備は、流水式とし、適当な手洗い用石鹸を備えること
- F：従業員専用の手洗い設備には消毒液を常備し、清潔に保つこと
- G：施設内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く）、猫等の動物を入れないこと

（衛生管理チェックリスト作成協力：大阪市保健所）